

会費規程

一般社団法人
防災教育普及協会

一般社団法人 防災教育普及協会会費規程

2014年4月30日制定

第1条（目的）

この規程は、定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めることを目的とする。

第2条（入会金）

会員は、次の入会金を納入しなければならない。

法人正会員 3千円

団体正会員 3千円

個人正会員 3千円

第3条（入会金の納期）

入会金は、本会から入会受付の通知を受けた日より90日以内に納入しなければならない。

第4条（会費）

会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

法人正会員 1口3千円 1口以上

団体正会員 1口3千円 1口以上

個人正会員 1口3千円 1口以上

賛助会員 1口1万円 5口以上

第5条（会費の納期）

会員は、毎事業年度、4月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、本会の会長が認めた場合には、納期の変更または分割納入を行うことができる。

第6条（中途入会の会費及び納期）

事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月～9月）の場合は年額の全額、下半期（10月～3月）の場合は年額の半額とする。

第7条（入会金及び会費の免除）

理事会は、個人会員の入会金又は会費であって次のいずれかに該当するものについては、第2条及び第4条の規定にかかわらず、当該個人の入会金及び会費のいずれか一方又はその双方の免除を議決することができる。

- (1) 本会の役員・幹事その他事業の遂行に功労のあった者の会費
- (2) 本会の事業に賛同し、かつ、本会の事業活動に相当の功労のあった学識経験者の入会金及び会費
- (3) 本会の事業の運営に密接なかわりのあった者の入会金及び会費
- (4) 経済的事情又は病気等の理由により、前条の会費を納入することが困難と認められる正会員の会費
- (5) 本会の顧問
- (6) 本会の事務局員

第8条（自動継続）

事業年度末現在の会員及びその者の会費納入口数は、別に定めるところにより変更の届出があった場合を除き、翌年度に自動的に継続するものとする。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人 防災教育普及協会設立登記の日から施行する。
- 2 施行日の前日において個人会員である者にあつては、本規程の適用があつたものとみなす。
- 3 第7条の規定に基づき、会費免除の適用を受けた個人正会員にあつては、人事異動、退職その他により所属法人が変更になった場合等会費免除の適用事由につき変動があつた場合においても引き続き会費免除の適用を受けるものとする。
- 4 この規定は、2019年6月22日に改訂する。